

一、反対尋問

- .(2)「その危険性の結果行為」とは何か。
- (3) B説を採用すると限定責任能力の場合に原自行為の理論の適用が困難となる、とするのはなぜか。
- .(1) これはどういうことか。
- (3) ・加重結果についての過失の存否をどう考えているのか。
 - ・1～3段落はどのような要件に対しての評価を加えているのか。

二、立論

学説の検討

1. 「原因において自由な行為」の理論の根拠について、弁護側は検察側の採用するC説(同時存在の原則修正説)ではなく、B説(二元説)を採用する。以下、検討する。
2. 思うに、行為と責任の同時存在の原則は、責任を認めうる行為から生じた構成要件該当事実にも責任を問うという責任主義から導かれる重要な原則であるから、これを修正することはできない。

しかし、かかる原則で要求される「行為」とは、それ自体で未遂犯の成立を肯定しうる「実行行為」である必要はなく、構成要件該当結果と相当因果関係に立つ行為であれば足りるものと解する。かかる行為がなされた段階において責任を有していれば、行為者に対して十分な道義的非難をなすことが可能だからである。

したがって、原因行為と責任との同時存在を要求するB説が妥当であると解する。

もっとも、結果行為が心神耗弱状態でなされた場合には、「遡及禁止」の考えにより因果関係が否定され、結論として不都合があるようにも思えるが、これは心神耗弱状態においては「遡及禁止」が完全には働かず、もって原因行為時における責任と結果行為時における責任とを包括して捉え、完全な責任を問うことができると考えられるから、実際上不都合はない。

本問の検討

1. 本問において、甲はA子に対して手拳で頭部・顔面等を殴打する暴行を加えており、その暴行は結果A子を死に至らしめている。したがって、かかる甲の暴行行為につき傷害致死罪(204条)が成立する。
2. もっとも、暴行行為を続けながらも、甲は酩酊に至るに十分な量の酒を飲んでおり、行為の途中から、心神耗弱状態に陥るに至っている。この点から、自己の飲酒行為等によって心神喪失・耗弱状態を招致した者に対しての39条2項の適用の肯否が問題となる。

この点、前述の通り弁護側はB説を採用するから、自己を心神耗弱状態に陥らせた暴行途中の飲酒行為(原因行為)と、実際にA子に致死の結果を発生させた暴行行為(結果行為)との間に因果連関・責任連関が肯定されるかを検討する。

まず、甲は当初からA子に怒りを覚え暴行を加え続けていたこと、途中で転倒しアルミサッシガラス戸に頭を強打したため一層激昂したことから、原因行為がなければ結果行為は行われなかったであろうとはいえず、原因行為と結果行為との間に条件関係がない。

仮に条件関係が認められたとしても、甲は転倒しアルミサッシガラス戸に頭を強打したため一層激昂し、結果A子を死に至らしめるほどの暴行を加えている。かかる事態は一般人のみならず甲本人にも予見しえない事情であり、またかかる事態がなければ、致死の結果を発生させるほどの極めて強度な暴行を加えることはなかったであろうといえる。甲に、複雑酩酊の状態になれば極めて凶暴になるといった特殊な性情が認められないことからすれば、なおさらである。したがって、原因行為と結果行為との間には、相当因果関係もない。

また、仮に相当因果関係が認められたとしても、原因行為時における甲は、単純酩酊とはいえ酒に酔った状態であり、自己を完全に制御する能力があったとはいえない。さらに、結果行為時においては、複雑酩酊の状態と激昂したことが相まって、A子を死に至らしめるほどの暴行を加えてしまうほど、自己の行動を制御することが困難な状況下にあったといえる。したがって、原因行為時と結果行為時における責任を包括して捉えてもなお、甲に完全な責任を問うには足りず、原因行為と結果行為との間に責任連関もない。

よって、「原因において自由な行為」の理論を適用し、甲への39条2項の適用を否定する、ということとはできないものと解する。

三、結論

以上より、甲には傷害致死罪(204条)が成立するが、39条2項が適用され、刑の必要的減軽がなされた上での罪責を負う。

以上